

(別紙)

みらい産第 193 号

令和 7 年 11 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

つくばみらい市長 小田川 浩

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 7 年 9 月 9 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) クリエイトつくばみらい谷井田店

所在地 茨城県つくばみらい市谷井田 1077-1 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

有限会社細沼 代表取締役 細沼 淳平

住所

埼玉県越谷市大字袋山 218 番地 1



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
駐車需要の充足等交通に係る事項	右折による入出庫車両に対して、事故や渋滞が起きないように安全対策をご配慮願います。	前面の県道は交通量があり、またカーブの直近ともなるため、右折による入出庫車両を抑制し、事故や渋滞の原因となることを防ぐためです。

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。